

令和5年度 第2回 流山市福祉施策審議会会議録

- 1 日時 令和5年7月26日（水）  
午前10時00分～12時00分
- 2 場所 ケアセンター 4階第1・第2研修室
- 3 出席委員  
鎌田会長 石幡委員 小野寺委員 石渡委員 平井委員 鈴木委員  
牧委員 琉委員 釜塚委員 山田委員 南委員
- 4 欠席委員  
中委員 肥田委員 中久木委員 小熊委員 濱田委員 佐藤委員
- 5 出席職員  
伊原健康福祉部長 宮澤健康福祉部次長兼障害者支援課長  
池田社会福祉課長 木村高齢者支援課長 橋本介護支援課長  
平尾児童発達支援センター所長  
高齢者支援課  
武林課長補佐 影山高齢者介護予防係長  
介護支援課  
竹之内課長補佐 育野課長補佐 三宅地域支援係長 三好介護認定係長  
高橋介護給付係長  
障害者支援課  
白井課長補佐 坂本課長補佐 上山障害者給付係長  
健康増進課  
矢代課長補佐 大屋成人保健係長  
事務局（社会福祉課健康福祉政策室）  
田村健康福祉政策室長 張替主任主査 加藤主査保健師
- 6 傍聴者  
市民3名（うち、会議中途入室者1名）  
その他の参加者 手話通訳者2名

(司会)

本日はお忙しい中、令和5年度第2回流山市福祉施策審議会にご出席頂きましてありがとうございます。議事の進行は、流山市附属機関に関する条例第5条第1項の規定に基づき、会長が会議の議長になります。鎌田会長お願いいたします。

(鎌田会長)

皆様おはようございます。本日も大変暑い中をお集まりいただきましてありがとうございます。

本日は第9期高齢者支援計画の策定について、第7期流山市障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定について、(仮称)流山市重層的支援体制整備事業実施計画の策定について、この3つの案件についてご審議いただきたいと思います。

委員の皆様のご意見は審議会の答申として総合的にこれらの計画に反映されますし、また、ご発言いただいた個々の意見が直接計画に盛り込まれることもありますので、ぜひこの機会に、流山市の福祉の前進のために積極的にご発言いただきたいと思います。

なお、手話通訳の方もいらっしゃいますので、発言はわかりやすくはっきりとお願いします。

会議の前に、委員の皆様にご報告します。本日の出席委員は11名です。委員の半数以上の出席がありますので、附属機関に関する条例第5条第2項の規定に基づきまして、会議は成立していることをご報告します。

なお、市民参加条例等の規定により、審議会は公開となっております。本日は2名の方から、本審議会を傍聴したい旨の申し出がありましたので、会議の傍聴についてご了承願います。

#### 【傍聴者入室】

### 7 議題

- (1) 第9期流山市高齢者支援計画の策定について
- (2) 第7期流山市障害福祉計画及び第3期流山市障害児福祉計画の策定について
- (3) (仮称)流山市重層的支援体制整備事業実施計画の策定について  
議事録作成のため、録音させて頂くことをご了解願います。

(鎌田会長)

それでは議題1について、事務局から説明願います。

【議題1説明】

(池田社会福祉課長)

高齢者実態調査の結果について(資料1-1)

(木村高齢者支援課長)

第9期高齢者支援計画第2編第1章について(資料1-2)

(橋本介護支援課長)

第9期高齢者支援計画第2編第2章について(資料1-3)

(鎌田会長)

それでは、只今の説明について、ご意見やご質問はありますか。

(小野寺委員)

2年ほど前に聴覚障害の高齢者が認知症で介護対象となったが、リハビリや老人ホームに入るときにとっても大変だった。障害者の介護にどう対応するか資料からは見えないが、障害者に対する対応などがあれば教えてほしい。障害者も安心できるような書き方、わかりやすい体制づくりをお願いしたい。

(宮澤障害者支援課長)

お話の方については把握・理解しています。基本的な姿勢としては、何らかの介護保険・高齢者サービスが必要となった場合には、どのような障害の方、どのような状態になっても適切に支援を受けられる体制を、受け入れる側が作るべきと考えています。

今後担当課と議論して、特に計画の中に記載できるものがあれば記載していきたいと考えています。

(山田委員)

今の小野寺委員のご意見は、重層的支援体制と関係するか。

(田村健康福祉政策室長)

この後の議題で出しますが、重層的支援体制は障害等で困っている方だけでなく、引きこもりやヤングケアラー、ダブルケアなど、さまざまな複雑・複合的な課題を抱えている方に支援を届ける事業です。障害をお持ちの方がご高齢になり、更に複雑・複合的な課題があれば対象になってくると考えます。

(山田委員)

具体的に、小野寺委員のお話の方は該当するか。

(田村健康福祉政策室長)

個別ケースについて該当する・しないと、この場で申し上げることはできま

せん。一般論として、複雑・複合化した課題がある方へ支援する事業なので、委員のお話の方がそのような方であれば対象になると思います。

(山田委員)

資料1-2について、従来事業の継続と時代の変化に合わせた変更については理解した。

資料1-2の4ページ⑤と⑥について、ゆうゆう大学は来年新規募集することになっているが、ゆうゆう大学は募集要項では定員が420人のはず。令和4年は236人しか入学していない。今回は定員が300人で、定員と実情をどのように考えているか。

ゆうゆう大学に420人も集まらないのであれば、定員を減らす、予算を削減する、場所を減らすなどの検討が必要ではないか。予算がないにもかかわらず、従来通り続けるのはおかしいのではないか。さらに、前回の計画で何も言っていないが、令和4年度からは有料化している。

有料化は、私は構わないと思うが、負担に感じる人もいる。乱暴にせず、非課税世帯は免除などの措置は必要なのではないか。

また、ゆうゆう大学と老人大学の関係はどうなっているか。前回の審議会資料1-2の5ページに、「ゆうゆう大学・老人大学では…」とあるが「老人大学」が何を意味するか。今回の資料には記載がないので説明を。

今日の資料番号1-2の4ページ⑤の市民教養講座は、似たような事業を公民館の他に博物館などいろいろな部署でやっている。主催によって無料や有料となっていることを疑問に思う。全体的に見直して整理する必要があるのではないか。

(木村高齢者支援課長)

前回の資料1-2の5ページの「老人大学」は県の「生涯大学校」の誤りです。県の生涯大学校が「江戸川台校舎」として北部公民館隣接の施設で行っており、高齢者支援課では案内の配布や卒業生との調整等の連携をしています。ご指摘の表記を改めさせていただきます。

(田村健康福祉政策室長)

公民館の部分については後日回答とさせていただきます。

(南委員)

審議時間の確保のために、事前に質問を出し回答をいただいている。山田委員の質問はどこにも書かれていないので、前もって出していただけるとよいのでは。

(山田委員)

趣旨は理解していますが、文字では伝わらないので、あえて申し上げてい

る。当日の質問でもよいことは事前に事務局に確認している。

（鎌田会長）

審議会はここが本番で、質問を出して事務局に回答してもらおうということではなく、委員の皆さん全体で審議するのが目的です。それがもし時間がなくてできなかった場合は、後から文書でも出していただけます、ということです。

今回は審議する内容が多いので、このように事前にご意見をいただくことにしたが、実際はこの場で意見を出していただくのが一番大事と理解しています。

（伊原健康福祉部長）

これまでの審議会の中でも、あらかじめわかっている質問や事前に用意できるものについては、回答できる部分は回答し、その上で、審議会で出た論点やその場で共有していきたいものを、議論していきたいと考えています。

事前の質疑や当日の質疑を踏まえて、「今の発言についてこう思う」「では、計画にこう書こう」など、委員の皆様の声を計画に落とし込んでいくことが、本来の目的であり、私たちの希望です。

事前質問についての事務局の説明が不足していた点についてはお詫び申し上げます。皆様の活発な議論ができればと思っていますので、よろしく申し上げます。

（鎌田会長）

この場では、計画について議論をしていただくことが一番の目的です。この会は議事録が残り一般に公開される。活発なご発言をいただきたい。

（牧委員）

資料1-2の8ページのぐりーんバスについて、割引制度は非常に良いが、高齢者はバス停から市役所までの坂が上れないのではないかと。市役所経由のぐりーんバスを作ってほしい。おたかの森出張所など便利になり感謝しているが、高齢者が市役所に来るのが大変である。

資料1-2の2ページ、「地域包括ケアシステムと『地域共生社会』」について、文章や下のイラストを見れば地域共生社会の中に地域包括ケアシステムがあることがわかる。タイトルがイラストと違うのではないかと。「と」ではなくて「の」ではないかと。

（田村健康福祉政策室長）

ぐりーんバスについては、この審議会はバスルートの検討をする場ではないので、担当課（まちづくり推進課）に当審議会で出たご意見として伝えます。

「地域包括ケアシステムと『地域共生社会』」の「と」は並列の「と」ではなく、地域共生社会の一部をなす地域包括ケアシステムと全体としての地域共

生社会という書き方になっています。人によって感じ方も異なると思いますので、「と」でよいのか「の」とするか、表現は改めて検討します。

(牧委員)

「地域共生社会とは」だけでもいいと思う。中身が違っているとは思わないが、表現を検討してもらいたい。

(釜塚委員)

今、国では地域共生社会、大人も子どもも、シニアも障害者の方も「地域丸ごと」と打ち出されている。シニアが長年培った経験を、定年で終わりにするのではなく子どもに還元してはどうか。港区では「まちプロ」といって、200人くらいの方が学童保育に行って子どもに教えている。

流山でも、外国語・外国文化に精通した人や画家、消防職員など、豊かな知識・経験を持つ人が子どもとふれあい、共に向上していく共生社会を作り上げるのが大切ではないか。「輝く子どものアートのまち」として学童などで絵画を指導し発表会をするなど、市のアピールになるのではないか。

(伊原健康福祉部長)

未来が見える明るいご意見をありがとうございます。

現在も、高齢者ふれあいの家などで昔あそびなどの世代間交流の取組をしております。今後の施策の中に書き込んでいくことが良いのではないかというご提案と受け止めました。今後の高齢者の活躍の場・経験や技術の伝承の場について活かせる書き方など、どこに書くかは検討させていただきたい。

(南委員)

「生涯現役ながれやま」をキャッチフレーズの一つに入れてほしい。

(鎌田会長)

資料1-3の17ページ、介護支援専門員の支援について。介護支援専門員は、介護保険の要として行政と手を携えて介護保険の充実のために頑張っているかなければならない。しかし、介護支援専門員はケアプランの本務の他に、行政のお手伝いを頼まれることがあり多忙である。最近ではマイナンバーの取得の支援などの話も出てきている。行政の下請け機関ではなく、共に充実していきけるよう頑張っていくので、そこをご理解いただきたい。これは意見として聞いていただきたい。

時間が押しているなので、この議題については後日文書で、または次回の審議会でご意見をいただきたい。

(鎌田会長)

次に、議題2について説明願います。

【議題 2 説明】

(宮澤障害者支援課長)

第 7 流山市障害福祉計画及び第 3 期流山市障害児福祉計画の策定について  
(資料 3 - 1, 3 - 2, 3 - 3)

(鎌田会長)

それでは、只今の説明について、ご質問やご意見はありますか。

(琉委員)

資料 3 - 2 から 3 点。

対象者・利用が増えることで、予算が足りなくなって困ることや、予算確保のために何かをやめることにならないか。予算確保のためにやっている対策があれば教えてほしい。

資料 3 - 2 の 20 ページ 1 行目に「第 6 期流山市障害福祉計画」とあるが、ほかの場所では「流山市」が入っていない。これは同じものか、別のものか。

資料 3 - 2 の 32 ページの「エ 障害者等就労支援施設利用者負担金助成」の中に「本市独自の制度」と記載があるが、他市ではやっていないのか。

(宮澤障害者支援課長)

予算については、今回の計画では、自立支援給付・障害児の給付・地域生活支援事業の 3 点があります。予算の原資はもちろん税金ですが、推計を詳細に精査し、過大にならない見積を立てています。

自立支援給付と障害児の給付は、負担金という形で必ず国から 2 分の 1、県から 4 分の 1 が歳入されます。このため、サービスをやめる考えはありません。地域生活支援事業は市独自の事業もありますが、市の現状から考えて必要な事業を行っていますので、事業自体をやめることは考えていません。

2 点目については、「障害福祉計画」については表記を統一します。

32 ページの就労支援施設利用者負担金助成は市の独自事業で、手元に詳細な資料がありませんが、同様の取組がある自治体は少ないと記憶しています。利用者像としては、就労していたが何らかの事情でうまくいかなかったが、もう一度働くために就労支援施設に通う方です。障害者でも課税世帯の場合は 1 割負担になる施設利用料を助成する制度で、利用者からは「助かっている」という声をいただいています。

(牧委員)

資料 3 - 1 の 5 ページ (3) 「NPO 等によるインフォーマルサービス…」とあるが、NPO 法人は現在既にあるのか、これから作ろうとしているのか。

(宮澤障害者支援課長)

市内の障害福祉サービスは、現在でも NPO 法人に担っていただいていると

ころが多いです。引き続きNPO法人や社会福祉法人など、協力していただけるところと障害者の支援をしていきたいと考えています。

(山田委員)

資料3-2の20ページ「(1)自立支援給付事業」の居宅介護という項目で、年度別に月別利用者数と利用時間が出ている。人数で割ると、令和3年度までは月17時間だが、令和4年は月14時間になり、令和5年も14時間だが、減っている理由は何か。過去の資料では令和元年、2年も17時間だった。コロナの影響は令和2年、3年もあったのではないか。

(宮澤障害者支援課長)

居宅介護はホームヘルパーのことです。多少はコロナの影響による利用控えはあったと思います。また、障害者と介護保険サービスで同じものがあれば介護保険を利用するという原則があり、介護サービスに移行した方もいます。実績としては、利用人数は伸びているが、一人当たりの利用時間は短くなっています。人によって必要なサービスの必要な支給量は異なるので、利用時間の増減があると考えています。

(山田委員)

時間当たりの利用単価が上がっていることはあるか。

(宮澤障害者支援課長)

報酬単価は3年に1回見直しがあります。しかし、障害者の場合には非課税であれば利用者負担はないので、ご負担をかけることはあまりないのではないかと考えています。

(鎌田会長)

事務局の説明としては、利用時間を短くした人が増えたということか。

(白井障害者支援課長補佐)

コロナの影響で、回数を減らすのではなく短時間でサービスを利用する傾向はみられていました。計画相談員が入ることで必要な時間数の見込みを精査することができるようになったのではないかと思います。

(鎌田会長)

次に、議題3について説明願います。

#### 【議題3説明】

(池田社会福祉課長)

(仮称)流山市重層的支援体制整備事業実施計画の策定について

(資料2-1, 2-2)



(鎌田会長)

重層的支援体制整備事業という、まったく新しい体制の構築になろうかと思  
います。既存の事業に新規事業をつくって新しい支援体制をつくるというこ  
かと思えます。

それでは、只今の説明について、ご質問やご意見はありますでしょうか。

(釜塚委員)

ここには入っていないが、終活について。近所の10軒のうち3軒が独り住  
まいになり、何かあったときどうするか心配になる。ある市では終活相談サー  
ビス窓口をやっていて、最後の相談ができると聞いている。最後はこうなると  
わかれば安心して一日一日を有意義に過ごすことができるという方もいる。終  
活を取り上げてはどうか。

(田村健康福祉政策室長)

重層的支援体制の対象は、資料2-1上段にあるものに限られるのではなく、  
さまざまなお困りごとがあり、その一つにはなるかと思えます。

お困りごとを複数抱えている方、困難を抱えている方は重層的支援体制の支  
援の対象の一つになりうるかと考えています。

(伊原健康福祉部長)

補足させていただきます。

重層的支援体制の観点からは先ほどの回答のとおりですが、高齢者支援計画  
の方で何か加筆できるか、検討させていただきたいと思えました。

(小野寺委員)

本計画には人材養成の取り組みが載っていないと思う。障害者としても福祉  
サービスができる人材やボランティアやヘルパーなど人材が足りない状態だ  
と思えます。この事業についても相談員がもっと必要だと思えます。

市民をもっと巻き込んだ社会づくりが必要で、障害者や重層的支援について  
市民が学ぶ場所を作ったほうが、よりよい共生社会につながるのではない  
か。人材養成という観点からも事業計画に盛り込んでいただきたい。

(鎌田会長)

障害者をサポートする人材育成についてということでしょうか。

(田村健康福祉政策室長)

重層的支援体制整備事業は、障害者に限らず、さまざまなお困りごとに対応  
する体制を作る事業です。既存の相談体制の強化は事業の一環として入って  
きますが、多機関協働事業において各相談機関に対する指揮の強化をしてい  
くことも必要だと思えますので、参考にさせていただきます。

(小野寺委員)

専門機関まで出向いて支援してもらうことも大切だが、それ以前に家の周り、近くにそのような知識を持った人がいれば、ご近所の人がサポートしてくれる市民同士が仲良く交流できるような仕組みづくりが必要かと思う。

(田村健康福祉政策室長)

重層的支援体制の中の地域づくり事業は、すべての人が自分らしく生きられる地域共生社会を作っていく取り組みです。まさに委員のおっしゃることをやろうとしているところです。

(山田委員)

人材についてはその通りだと思います。市役所では、新たに人を追加する事業ではなく、既存の人員体制の中でやるということか。

従来の対象者別の支援制度を各現場の縦割りでやらないようにということを厚生労働省は言っていると私は思っている。どうやって市の職員の意識を高めていくか、市の職員の人材をどう活用するか。

(伊原健康福祉部長)

子ども、高齢者、障害者の相談窓口は、該当しない事例にもできる範囲で対応をしてきていました。ただ、現場の頑張り頼みでは対応しがたい事例もあり、今後それではいけないという方向性です。市としても、これは成し遂げなければいけないという覚悟で、事業を行っていきます。

人員については、新たな仕組みを作る人員のほか、現場での問題を解決する人員が必要です。まだ決定していませんが、既存の人員に加えて、新たな人員の要望をしています。

全庁の縦割りを排することも大きなミッションです。健康福祉部外にも事例に関わる部署が出てきますので、庁内の理解を深める研修、事例が発生したときに相談に行き解決策を一緒に考える、場合によっては新たな制度を考えるなど、市として大きなプロジェクトであると認識しています。

これまで、すべての人を必ずしも救えていなかったとしたら、救っていかねばならない。すぐに解決する方策がなかったとしても寄り添い続けて見守り続けることが、この事業です。

さらに、庁内の司令塔機能が重要で、「庁内を挙げて」となるように構築しなければならないと考えています。

(石渡委員)

今までも市の関係機関、警察、児童相談所、民生委員・児童委員等、いろいろな分野で相談活動を行ってきた。今までの関係を活かしながら重層的な取り組みを取り入れていくということですね。

連携を取りながら、緊密な体制を作って、一人一人を活かしていけるような相談活動になればと思います。ただ、どうやって問題を把握するか、例えば引きこもりの人は何人いるのかなど、具体的なものを持っていないと難しいのではないかと思います。成功させるよう頑張ってください。

(伊原健康福祉部長)

市だけでできることではなく、地域の皆様、関係機関とより緊密につながって互いに力を出せる仕組みを作ることが重要です。

皆様のお力を借りて、この地域に住んでよかったと思えるよう、複合的な悩みも寄り添っていくことが大事だと思います。

この仕組みをこの計画にどう書いたら進められるかという観点で、活発なご意見をいただきたいと思います。

(鎌田会長)

次回以降、活発なご意見をお願いします。

次に、その他ですが、事務局から何かございますか。

(事務局)

審議時間を確保する観点から、事前に質疑やご意見等がありましたら、お配りしています様式にご記入のうえご提出ください。なお、この様式以外での提出も可能ですので、ご協力よろしくお願いします。

事務局から2点ご連絡します。

1点目は次回の福祉施策審議会のご案内です。令和5年8月17日(木)午後2時から、会場はケアセンター4階 第1・第2研修室です。資料は、次回もお持ち頂きますようお願いいたします。

2点目は、福祉施策審議会委員の任期が11月23日に満了になります。市民等の代表について、公募選考を7月21日から8月18日までの期間で受付しています。市民委員の皆様には、ご検討いただきましたら幸いです。事務局からは、以上です。

(鎌田会長)

本日の議事は、以上をもちまして終了いたします。ご協力ありがとうございました。

(司会)

鎌田会長、議事進行ありがとうございました。以上をもちまして、令和5年度第2回流山市福祉施策審議会を終了します。ありがとうございました。